

重 要 事 項 説 明 書

(介護老人福祉施設サービス)

当施設は介護保険の指定を受けています
(静岡県指定No.2272100179)

社会福祉法人 富士宮福祉会
特別養護老人ホーム 星の郷
電話番号 0544-23-3302

☆★目 次★★

- 1 施設経営法人
- 2 利用施設
- 3 施設の概要
- 4 職員体制
- 5 職員の勤務体制
- 6 介護職員の勤務体制
- 7 施設の運営方針
- 8 施設のサービス内容
- 9 施設利用中の医療の提供
- 10 施設を退所していただく場合（契約の終了）
- 11 契約者が病院等に入院された場合の対応
- 12 介護職員によるたん吸引等の実施について
- 13 事故発生時の対応
- 14 身体拘束の禁止
- 15 円滑な退所のための援助
- 16 所持金品引取人
- 17 苦情の受付
- 18 損害賠償
- 19 非常災害時の対策
- 20 業務継続計画の策定等について
- 21 虐待防止のための措置に関する事項
- 22 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果〔要介護〕と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 富士宮福祉会		
法人の所在地	(〒418-0035) 静岡県富士宮市星山 1 0 5 8 番		
電話番号	0544—23—3302	F A X 番号	0544—24—9564
代表者氏名	理事長 村松 かつ子		
設立年月日	平成 1 3 年 1 月 2 3 日		

2 利用施設

施設事業別	指定介護老人福祉施設（事業所番号：2 2 7 2 1 0 1 7 9）		
指定年月日	平成 13 年 9 月 28 日		
施設の名称	特別養護老人ホーム 星の郷		
施設の所在地	(〒418-0035) 静岡県富士宮市星山 1 0 5 8 番		
電話番号	0544—23—3302	F A X 番号	0544—24—9564
施設長（管理者）	土 井 正 孝		
開始年月日	平成 13 年 10 月 1 日		
第三者評価の有無	無		

3 施設の概要

敷 地		28, 109 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート 3 階建	
	延べ面積	5, 836. 65 m ²	
定 員		1 0 0 名＋（短期 2 0 名）	
居 室	4 人部屋	1 1 室	2 人部屋
	3 人部屋	8 室	1 人部屋
			1 4 室
			4 室

主な設備

設備の種類	数	面積
食堂及び機能訓練室	7 室	6 7 8. 3 4 m ²
一般浴室	2 室	3 8. 7 6 m ²
機械浴槽	2 室	6 3. 3 6 m ²
脱衣室	2 室	4 6. 0 8 m ²
医務室・看護室	1 室	2 2. 0 8 m ²
静養室	1 室	8. 0 m ²
便所	1 4 室	1 1 4. 0 6 m ²
その他	自動販売機・冷暖房・エレベーター 2 基	

4 職員体制

職種	員数	区分				保有資格・その他
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				社福施設長資格認定講座終了
生活相談員	3		3			社会福祉主事・介護福祉士
介護職員	6 3	2 5	3	3 8		介護福祉士・ヘルパー1・2級
看護職員	8	5		2		保健師・看護師・准看護師
機能訓練指導員	2			2		針灸・按摩マッサージ師・柔道整復師
介護支援専門員	1	1				介護支援専門員
医師	3			3		内科医・精神科医・歯科医
管理栄養士	1	1				管理栄養士
事務員	4	4				

5 職員の勤務体制

職 種	勤務時間帯
施設長・生活相談員・機能訓練指導員 介護支援専門員・管理栄養士・事務員	8：30～17：30
看護職員	8：30～17：30 ※夜間については、交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

6 介護職員の勤務体制

早 出	6：30～15：30
日 勤	8：30～17：30
遅 出	10：30～19：30
夜 勤	16：30～ 9：30

7 施設の運営方針

地域に愛される施設、お年寄りに健全で安らかな生活を理念として真心を込めた丁寧なサービスによる利用者の満足度向上及びご家族との信頼による絆の確立を目指します。

8 施設のサービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
居 室	- 入所される居室は、原則として2～4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。居室の空き状況により、施設長がその可否を決定します。 - なお、ご契約者の心身の状況により、ご家族と協議の上、居室の変更等を行う場合があります。（ご希望に添えない場合もあります。）
食 事	- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 - 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 18：00
排 泄	ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴 清 拭	- 入浴又は清拭を週2回行います。 - 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
整 容	- 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 - シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は月2回行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。
健康管理	- 協力医療機関医師により、週1回検診日を設けて健康管理に努めます。 - 緊急時必要な場合には、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 協力医療機関：新富士病院 診療科：内科

相談及び援助	当施設は、ご契約者及びそのご家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
社会生活上の便宜	- 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション・行事を行います。 * 材料費等一部実費をいただく場合があります。 - 行政機関に対する必要な手続きについて、ご契約者及びご家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代行します。
その他の自立への支援	- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 - 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

(2) 介護保険給付サービスの利用料 (契約書第3条参照)

基本単位 (単位/日))

	多 床 室	従来型個室
要介護度 1	5 8 9 単位/日	
要介護度 2	6 5 9 単位/日	
要介護度 3	7 3 2 単位/日	
要介護度 4	8 0 2 単位/日	
要介護度 5	8 7 1 単位/日	

- ※ 富士宮市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に 10.14 円 を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は、料金の介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に準ずる費用です。
- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約の負担額を変更します。

(3) 契約終了後に居室を明け渡さない場合の料金について (契約書第23条)

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間は (2) 項の基本料金に従いお支払いいただきます。

- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(4) 介護保険給付サービス加算 (契約書第4条参照)

加 算	加 算 条 件	自己負担額
☐ 初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30単位/日
☐ 安全対策体制加算	事故発生の防止のための指針の作成。委員会の開催。状態者に対する研修の実施。指針・委員会・研修を適切に実施するための担当者の配置を備えた体制。担当者が安全対策に係る外部の研修を受講している。(入所時に1回)	20単位/回
☐ 入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として所定単位数に代えて加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)	246単位/日
☐ 看護体制加算(Ⅰ)ロ	常勤看護師の配置による	4単位/日
☐ 看護体制加算(Ⅱ)ロ	人員配置基準より1名以上多く配置し、24時間の連絡体制の確保による	8単位/日
☐ 日常生活継続支援加算	① 前6月又は前12月の新規入所者の総数のうち要介護状態区分が要介護4又は要介護5の割合が70%以上である又、認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が65%以上 ② 介護福祉士の数が入所者数6に対し1以上配置されている	36単位/日
☐ サービス提供体制強化加算Ⅲ	3年以上の勤務年数のある者が30%以上配置されていることによる	6単位/日
☐ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	夜間時間帯(午後10時から翌日の午前5時迄を含む連続した16時間)において、基準を上回る夜勤職員の配置による	13単位/日
☐ 個別機能訓練加算	入所者ごとの個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う場合	12単位/日
☐ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	・加算(Ⅱ)の要件 ・テクノロジー3種すべて導入(見守り機器、連絡調整の迅速化のためのICT、介護記録のためのICT) ・成果確認 ・役割分担の工夫	100単位/月
☐ 生産性向上体制加算(Ⅱ)	・委員会の設置 ・業務改善 ・データ提出 ・テクノロジー1種以上導入(介護記録のためのICT機器)	10単位/月
☐ 看取り介護加算(Ⅰ)	① 医師が医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。 ② 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護にかかる計画が作成されていること。 ③ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態や家族の求めに応じて、随時介護が行われていること。	死亡日 1,280単位/日 死亡日前日・前々日 680単位/日 死亡日以前 4日前～30日前 144単位/日 31日前～45日前 72単位/日

※ 富士宮市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に 10.14円 を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は、料金の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に準ずる費用です。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に17.6%を乗じた単位数で算定し、自己負担料金は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に準ずる費用です。
-----------------	---

(5) 介護保険給付以外のサービス及び利用料金(契約書第5条参照)

サービスの種類	内 容	料 金
食事の提供	・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。 - ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。	負担額については表1を参照下さい
居室の提供	・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、居室利用者の方には、光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費または滞在費の金額（1日当たり）のご負担となります。 ※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合も、同様の料金が発生します。	負担額については表1を参照下さい
理髪・美容	・希望者には、毎月2回理美容師による出張サービスがありますのでご利用いただけます。	カット：1,500円
金銭管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。 ・詳細は次のとおりです。 ※管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関へ預け入れている預金 ※お預かりする物： ・預貯金通帳・銀行印・保険証書 ・健康保険証・老人医療受給者証 ・身体障害者手帳 ・その他施設側が適当と認めたもの ※保管管理者：施設長 ※保管場所：事務室金庫 ※出納方法：手続きの概要は以下の通りです。 ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して戴きます。 ・保管管理者は、上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。 ※土地権利書等の固定資産等に相当する書類管理は、別に貸し金庫等のご利用をお願いします。	2,000円 希望する ☐ 希望しない ☐
特別な食事	・通常提供される食事以外の物を希望される場合	要した費用に実費をいただきます。
おやつ の提供・管理 (食材費・提供に必要な費用)	・①ご希望により14時半～15時のお茶の時間におやつを提供する事ができます。 ※ ペースト等の対応も可能です。	150円/1回 ☐ 希望する ☐ 希望しない
日常生活に要する費用	・日常生活品（身の回り品）の購入代金 ・ タオル（バスタオル・フェイスタオル・おしぼりタオル） ・ ティッシュ（ペーパー、ウェット等） ・ 口腔ケア（歯ブラシ、舌ブラシ、歯磨き粉等） 施設が提供するものを使用する場合にお支払いいただきます。	80円/日 ☐ 希望する ☐ 希望しない
その他の日常生活に要する費用で本人に負担して戴く事が適当であるもの	・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用 ・お菓子・衣類等購入代金	要した費用に実費をいただきます。

【表1】

利用者負担段階			負担限度額	
区 分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居 住 費（滞在費）	食 費
第一段階	生活保護を受給者 老齢福祉年金受給者	単身：1,000 万円 夫婦：2,000 万円 以下	従来型個室 日額 380 円	日額 300 円
			多床室 日額 0 円	
第二段階	年金収入額+その他の合計 所得額が 82.65 万円以下 の人	単身：650 万円 夫婦：1,650 万円 以下	従来型個室 日額 480 円	日額 390 円
			多床室 日額 430 円	
第三段階 ①	年金収入額+その他の合計 所得額が 82.65 万円超 120 万円以下の人	単身：550 万円 夫婦：1,550 万円 以下	従来型個室 日額 880 円	日額 680 円
			多床室 日額 430 円	
第三段階 ②	年金収入額+その他の合計 所得額が 120 万円超の人	単身：500 万円 夫婦：1,500 万円 以下	従来型個室 日額 980 円	日額 1,420 円
			多床室 日額 530 円	
第四段階	基準費用額（負担限度額 の適用を受けない場合の 水準となる額。実際は施 設によって異なります。）		従来型個室 日額 1,231 円	日額 1,960 円
			多床室 日額 915 円	

※「年金収入額」には、非課税年金（遺族年金、障害者年金）を含む。

※「その他の合計所得額」とは、合計所得金額（調整後）から年金の雑所得を除いた所得金額をいう。

（６）利用料金のお支払方法（契約書第 7 条参照）

前記の（１）～（５）の料金・費用は、１ヵ月ごとに計算し、翌月の１０日までにご請求しますので、翌月２５日までにお支払いください。（１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数にもとづいて計算した金額となります。）

お支払は口座自動引落とし・振込み・現金のいずれかをご契約の際、ご選択下さい。

９ 施設利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

（１） 協力医療機関

医療機関の名称	新富士病院
所在地	静岡県富士市大淵 3 8 3 8 番 1
電話番号	0 5 4 5 - 3 6 - 2 2 1 1
入院設備	有
診療科目	内科

医療機関の名称	(財)富士心身リハビリテーション研究所付属病院
医師名	引場 智
所在地	静岡県富士宮市星山 2 1 5 - 9
電話番号	0 5 4 4 - 2 6 - 8 1 0 1
入院設備	有
診療科目	神経科 心療内科
歯科医	名 称
	サトウ歯科

	院長名	佐藤 和弘
	所在地	静岡県富士宮市野中 9 9 0 - 9
	電話番号	0 5 5 4 - 2 3 - 0 2 8 8

総合病院	名 称	医療法人社団鵬友会 フジヤマ病院
	所在地	静岡県富士宮市原 6 8 3 - 1
	電話番号	0 5 4 4 - 5 4 - 1 2 1 1
	入院設備	有

1 0 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に決めていません。したがって、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は下記(1)をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は下記(2)をご参照ください。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退所していただきます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、以後3ヶ月の催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し難い事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

1 1 契約者が病院等に入院された場合の対応

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、契約書第22条をご参照下さい。

1 2 介護職員による痰の吸引等の実施について

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によって、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携の条件の下にたんの吸引等を実施する場合があります。

1 3 事故発生時の対応

事業者は、サービス提供において事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者のご家族に連絡する

とともに必要な措置を講じます。

1 4 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 5 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご契約者に対して速やかに行います。詳細については契約書第 2 1 条をご参照ください。

1 6 所持金品引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持金品をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、身元保証人から「所持金品引取人」を定めていただきます。(契約書第 2 4 条参照)

当施設は「所持金品引取人」に連絡のうえ、所持金品を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は所持金品引取人にご負担いただきます。

1 7 苦情の受付 (契約書第 2 6 条参照)

- ・当施設における苦情の受付やご相談は以下の専用窓口または第三者委員で受け付けます。

* 苦情受付相談窓口	小 野 寺 健
* 電 話 番 号	0 5 4 4 - 2 3 - 3 3 0 2
* 受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
* 第 三 者 委 員	
遠 藤 久 子	電話番号 : 0 5 4 4 - 2 6 - 2 4 7 8
石 川 明 弘	電話番号 : 0 5 4 4 - 2 4 - 4 6 7 6

- ・行政機関その他苦情受付機関

* 富士宮市 高齢介護支援課	電話番号 : 0 5 4 4 - 2 2 - 1 1 4 1
富士市 介護保険課	電話番号 : 0 5 4 5 - 5 5 - 2 7 6 7
* 静岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 : 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0
	所在地 : 静岡市葵区春日 2 - 4 - 3 4
* 静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 : 0 5 4 - 6 5 3 - 0 8 4 0
(県総合社会福祉会館内)	所在地 : 静岡市葵区駿府町 1 - 7 0

1 8 損害賠償

当施設に置いて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。詳細は、契約書第 1 3 条、第 1 4 条をご参照下さい。

1 9 非常災害時の対策

防火管理者	仲神佳男
非常時の対応	別途定める「防災規程」にのっとり、入所者全員の安全確保、迅速なる避難を目指します。
近隣との協力関係	地元の自主防災組織と非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練等防災設備	○別途定める「防災規程」により毎月夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。 ・全館スプリンクラー完備 ・全室よりバルコニー退出路確保 ・2 方向避難路確保 ・スロープ付避難階段確保 ・室内消火栓、野外消火栓設備有り ・非常用警報設備 (消防署直通) 有り ・カーテン等は、防火性のあるものを使用しております。

2 0 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 1 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

2 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は感染症の状況により変動する事があります。 相談員にお問合せ下さい。 事務所窓口の面会簿に必要な事項を記入してください。
外泊・外出	体調等のこともありますので前もってご連絡をお願いします。
提携病院、協力病院以外の医療機関への受診	看護師にご相談下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して戴くことがあります。
喫煙・飲酒	・ 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 ・ 飲酒を希望される方は担当職員にご相談ください。 ・ 行事以外の飲酒は寮母室カウンターでお願いします。
迷惑行為等	騒音等の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
食 事	食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事にかかわる自己負担額」は免除されます。
その他	・ 面会のとき、あるいは外出・外泊から帰設されたときに、食べ物を持ち込まれた時は、食べ過ぎ、病気の悪化、又は、食中毒発生の要因になる場合がありますので、必ず職員へ知らせて戴くようお願い致します。 (場合によってはお預かりする事がありますのでご了承下さい。) ・ 家族の住所や電話番号の変更があった時は、早めに事務所へご連絡下さい。 ・ 医療証・保険証が変わった場合は、早めに事務所へご連絡下さい。 ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 星の郷

説明者

職名 氏名 印

私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

身元保証人（所持金品引取人）

住所

氏 名

続柄 () 印

身元保証人

住所

氏 名

続柄 () 印